

下関市立大学単位認定を目的とした私費留学に関する規程

平成 25 年 3 月 28 日

規 程 第 10 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日規程第 16 号

令和 2 年 5 月 29 日規程第 44 号

令和 3 年 4 月 1 日規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号）第 36 条の 2 に規定する外国の大学又は短期大学等（以下「大学等」という。）への単位認定を目的とした私費留学（以下「単位認定私費留学」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 単位認定私費留学の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定私費留学の理由書
- (2) 留学先の大学等に関する資料
- (3) その他学長が必要と認める書類

(審査及び承認)

第 3 条 学長は、前条の規定による申請があったときは、国際交流センター運営会議の審議を経て、これを承認する。

(単位認定私費留学の期間)

第 4 条 単位認定私費留学の期間は、3 月以上とする。

(出発届)

第 5 条 第 3 条の規定による承認を受けた者（以下「単位認定私費留学生」という。）は、留学先の大学等に入学するため出発するときは、出発届（様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 留学中における国内及び国外の連絡先
- (2) 海外旅行傷害保険又はこれに準ずる保険への加入が確認できる書類の写し
- (3) その他学長が必要と認める書類

(授業科目の履修及び単位認定)

第 6 条 単位認定私費留学生は、留学先の大学等において、履修を許可された科目については、その履修が確認できる書類を学長に提出しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、単位認定私費留学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 16 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日規程第 44 号）

この規程は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日規程第 47 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

承認申請書

（宛先） 下関市立大学長

経済学部.....学科

学籍番号.....（ 年）

氏 名.....

生年月日.....年.....月.....日

電話番号.....

e-mail.....

下記の留学を単位認定を目的とした留学として承認していただけるよう申請いたします。

記

1. 留学先教育機関

住所

（国名.....）

2. 留学期間年.....月.....日 ～年.....月.....日

3. 添付書類等

- （1）単位認定私費留学の理由書
- （2）留学先の大学等に関する資料
- （3）その他学長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

出 発 届

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

学部・学科

氏 名

（学籍番号

このたび

へ留学するため 年 月 日に
から出発します。

下記書類を添えてお届けします。

（添付書類）

1. 留学中における国内及び国外の連絡先
2. 海外旅行傷害保険又はこれに準ずる保険に加入したことが確認できる書類の写し
3. その他学長が必要と認める書類

[